



# 佐賀県公報

平成16年  
9月1日  
(水曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (五四・新産業課 一)

### 告示

◎佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金融資要綱の一部改正 (五六八・新産業課 二)  
◎佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱の一部改正 (五六九・" 二)  
◎佐賀県まちづくり活動支援制度要綱 (五七〇・建築住宅課 二)  
◎平成十六年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度 (五七一・森林整備課 三)

### 公告

◎佐賀県有明海区における区画漁業の免許 (水産課 四)  
◎松浦海区における共同漁業の免許 (" 四)  
監査委員事項 (告示・四 四)  
◎包括外部監査人の事務を補助する者の氏名等の告示 (告示・四 四)

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五四号)

1 新たに導入された摩耗試験機による試験に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された摩耗試験システムの使用料の額を定めることとした。(第二条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月一日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第五十四号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の手数料の表の二の項中

〔	(キ)	計装型シャルピー衝撃試験機による試験	一件	一、三四〇円	〕を
〔	(ク)	計装型シャルピー衝撃試験機による試験	一件	一、三四〇円	〕を
〔	(カ)	摩耗試験機による試験	六、七四〇円		〕を
〔	(52)	非線形構造解析システム	〃	一、八二〇円	〕を
〔	(53)	非線形構造解析システム	〃	一、八二〇円	〕を
〔	(54)	摩耗試験システム	〃	二、五四〇円	〕を

改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○ 告 示

## ●佐賀県告示第五百六十八号

佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金融資要綱（昭和五十八年佐賀県告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年九月一日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第一項第二号及び第五号中「周辺地域」の下に「又はこれに隣接する市町村」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ●佐賀県告示第五百六十九号

佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱（平成五年佐賀県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

平成十六年九月一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一号中「武雄市」、「諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、牛津町」及び「西有田町、山内町、北方町、大町町、江北町」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ●佐賀県告示第五百七十号

佐賀県まちづくり活動支援制度要綱を次のように定める。

平成十六年九月一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県まちづくり活動支援制度要綱

## (目的)

**第一条** この要綱は、美しく活力ある、いつまでも住み続けたい地域づくりを、多くの県民の参画と創意工夫によって、広く県民が協働して推進していくことができるよう、県内のまちづくり活動を支援することを目的とする。

（支援の対象となる団体）

**第二条** 支援の対象となる団体（以下「まちづくり組織」という。）は、県内に事務所を置き、かつ、県内で活動する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体

三 中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第二条第一号に規定する中間法人

四 前三号に掲げるもののほか、個人又は法人その他の団体で構成される組織（その構成数が五以上のものに限る。）

（支援の対象となるまちづくり活動）

**第三条** 支援の対象となるまちづくり活動は、まちづくり組織が、地域の集落や市街地において、美しい街並み景観の形成、にぎわいづくり、地域の歴史文化を生かした地域づくり等、活気に満ちた魅力的な空間づくりに取り組む活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 自主的かつ自立的な活動であること。

二 一過性でなく、継続的な活動であること。

三 実現可能で実践的な活動であること。

四 活動の内容を広く発信し、地域の住民、企業等の参加、協力及び連携を得ようとする活動であること。

2 まちづくり活動は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければなら

ない。

- 一 政治又は宗教を目的とするもの
- 二 国又は県の補助(この要綱の規定に基づく補助を除く。)を受けるもの
- 三 著しく営利の目的に偏するもの
- 四 特定の事業の反対運動を目的とするもの
- 五 専ら特定の個人又は法人が所有している土地建物等の資産の増加につながるもの

(まちづくり活動の募集)

**第四条** 県は、支援の対象となるまちづくり活動を募集するときは、広く県民から公募するものとする。

2 まちづくり活動の公募に応募する者は、まちづくり活動支援申込書に、次に掲げる書類を添えて応募しなければならない。

- 一 まちづくり活動計画書
- 二 市町村の推薦書(まちづくり活動の範囲が二以上の市町村の範囲に及ぶ場合を除く。)
- 三 その他まちづくり活動の内容を説明する資料

3 公募に関して必要な事項は、別に定める。

(支援するまちづくり活動の決定)

**第五条** 県は、まちづくり活動を決定するときは、まちづくり活動の内容等について審査委員会の審査を経るものとする。

2 県は、前項の規定により支援するまちづくり活動を決定した場合は、支援するまちづくり組織及び当該活動を推薦した市町村へその旨を通知するものとする。

(審査委員会)

**第六条** 前条第一項の審査委員会は、まちづくりの専門家等により構成する。

2 審査委員会に関して必要な事項は、別に定める。  
(補助金の交付)

**第七条** 県は、予算の範囲内で、まちづくり組織に対し、まちづくり活動を行うための補助金を交付するものとする。ただし、第四条第二項第二号の推薦書を発行した市町村がまちづくり組織に対し当該活動に係る補助金を交付しない場合は、この限りではない。

2 補助金の交付に關し必要な事項は、別に定める。

(支援活動に係る措置)

**第八条** まちづくり組織は、やむを得ない理由により支援活動(県の支援を受けたまちづくり活動をいう。以下同じ。)の内容を変更する場合又は支援活動の継続が困難となった場合は、速やかに県に報告し、その指示を受けなければならない。

2 県は、必要に応じて、まちづくり組織に対して支援活動に関する指導及び助言を行うものとする。

3 県は、必要に応じて、まちづくり組織に対して支援活動の実施状況の報告を求めるものとする。

(支援活動の成果発表)

**第九条** 県は、広く県内のまちづくりの機運を盛り上げるため、まちづくり組織に対して支援活動の成果の公表等を求めるものとする。

(補則)

**第十条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第五百七十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年九月一日

佐賀県知事 古 川 康

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡(三瀬村を除く。)及び三養基郡の一円	三三三 三八
川上川	佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村並びに小城市小城市及び三日月町の一円	五五〇 九六
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	四一四 五四
六角川	多久市、武雄市、小城市牛津町及び杵島郡の一円	二六七 三五
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二四六 四五
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円	三六六 三〇

○ 公 告

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定により、佐賀県有明海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成16年9月1日

佐賀県知事 古 川 康

区画漁業権 (のり養殖業)

漁業計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者	免許の内容等
		住所	

有区第1287号 有区第1287号 小城市芦刈町大字永田 3080番地1 芦刈漁業協同組合 平成16年佐賀県告示第505号の公示内容のとおり

有区第1288号 有区第1288号 " " 福富町漁業協同組合

有区第1289号 有区第1289号 杵島郡福富町大字福富 下分2585番地1 協同組合

有区第1290号 有区第1290号 " " "

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定により、松浦海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成16年9月1日

佐賀県知事 古 川 康

漁業計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者	免許の内容等
		住所	

松共第21号	松共第21号	代表者	肥前漁業協同組合	平成16年佐賀県告示第506号の公示内容のとおり
		住所		
		共有者	高串漁業協同組合	
		東松浦郡肥前町大字田野乙136番地		

○ 調査委員会事項

●佐賀県調査委員会第4回

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人乗田泰の監査の事務を補助する委員として協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成十六年九月一日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
八谷 信行	福岡県大野城市東大和二丁目二番二五号
峰 悦男	佐賀市開成二丁目九番二五号
盈 辰博	三養基郡基山町けやき台四丁目二七番地三
古賀 利洋	佐賀市八戸溝三丁目八番一八一号
白川 秀樹	鹿島市大字高津原七五〇番地
田村 浩司	佐賀市兵庫南一丁目一九番五号
古賀 直	佐賀市東佐賀町一五番八号

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成十六年八月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)